

2023 年度 「京都発 スター創生事業」 登壇企業募集要領

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、成長・発展が期待される京都発の研究開発型・社会課題解決型「スタートアップ企業」が、主に国や自治体による公的資金支援や民間から資金調達（数千万円～数億円を想定）することを応援し、研究開発などイノベーションを加速させ京都経済・産業の発展につなげることを目的としています。

(2) 事業の内容

主に資金調達を求める（4）に該当する事業者を公募し、全国のベンチャーキャピタルや、金融機関、事業会社等に対して事業計画をプレゼンテーションする事業計画発表会を開催するとともに、以下の取組により支援を行います。

- ① 事業計画の策定支援及びプレゼンテーション方法の指導
→外部専門家による指導を2回程度受けることが可能です。
- ② 京都府や（公財）京都産業21（以下「当財団」）のホームページ等を活用した広報支援
- ③ 京都府及び当財団で実施している支援事業等の紹介

(3) 事業計画発表会の内容

- ① 日 時：2023 年 10 月 24 日（火） 13:00～17:00（予定）
 - ② 会 場：京都経済センター（オンライン同時開催）
 - ③ 内 容
 - ・スタートアップ企業の事業計画プレゼンテーション
（プレゼン＋質疑応答 1 社 20 分程度）
 - ・個別交流会
- （注）当イベントは公開で行い、一般の企業の方なども参加されます。

(4) 対象となる事業者

京都府内を拠点に事業展開を行う又は事業展開を目指す下記の企業等の募集を行う。

＜研究開発型のスタートアップ企業＞

- ・ライフサイエンス（ヘルスケア）分野や新素材の開発といった、大学等研究機関で生まれた研究成果をもとに大学等の研究者・学生が起業した、または大学等と関連の深い（大学等と共同研究を行う、大学等から技術移転を受けたなど）スタートアップ企業

＜社会課題解決型のスタートアップ企業＞

- ・環境、労働、人口等様々な社会課題に対して、AI、ロボットといった先端技術の活用や、再エネ、生物多様性といった社会的ニーズの高いサービス開発により、新たなビジネスモデルの創出と産業革新を目指すスタートアップ企業

2 登壇企業の募集

(1) 募集期間：2023 年 7 月 24 日（月）～8 月 31 日（木）

(2) 決定予定件数：8 件程度

3 決定方法及び結果の通知

(1) 審査について

応募申請書について次の評価項目により、総合的に審査の上、登壇企業を決定します。

- ① 成長力（市場性や顧客層・ニーズ等からみた成長力）
- ② 競争力（他社と比較した独自性・優位性等からみた競争力）
- ③ 収益力（売上見込、収支計画等からみた収益力）
- ④ 実行力（人材、知財・ノウハウ等からみた実行力）

(2) 結果の通知

結果については、当財団から各申請者に結果を通知します。

結果に関するお問い合わせには応じられません。

4 応募手続等

応募にあたっては、以下の提出書類をご提出ください（メールでのお申込みも可能です）。

提出書類の内容
応募申請書（A4片面印刷）

○応募申請書等の様式は、（公財）当財団のホームページからダウンロードできます。

（ホームページアドレス <https://www.ki21.jp/kkc/service/starcreation/>）

なお、応募申請書については、円滑な商談となるよう事前にベンチャーキャピタルや、金融機関、事業会社等へ配付する場合がございますのでご了承ください。

○申請資格、申請内容などに不備等があった場合、受付後であっても申請を受理しない場合があります。

【提出先及びお問い合わせ先】

（事務局）公益財団法人京都産業21 イノベーション支援部

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター2階

TEL：075-315-1057 FAX：075-314-4720

e-mail：startup@ki21.jp

（提出期限）2023年9月5日（火）午後5時（必着）

（受付時間）月～金曜日（土日祝日を除く）の午前9時～正午又は午後1時～午後5時

以下では、お問い合わせのみ受け付けています。

京都府商工労働観光部 ものづくり振興課 TEL：075-414-5103

5 その他注意事項

・次の何れかに該当する場合は本事業の対象外となります。また、審査後であっても決定を取り消します。

- a 府税等の滞納がある場合
- b 他社の知的財産権を侵害している場合
- c 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業を営むと認められるとき。
- d 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- e 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- f 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- g 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- h 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- i 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がdからhまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- j 対象事業者が、dからhまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(hに該当する場合を除く)に、(公財)京都産業21が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。
- k 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがあるとき。

※本事業は資金調達を確約するものではありません。